

(仮称) 産業ミュージアム基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書 (案)

1 件 名

(仮称) 産業ミュージアム基本構想・基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

区では、「板橋区史跡公園（仮称）基本構想（平成 29 年 8 月）」を策定し、板橋区加賀一丁目 7 番地及び 8 番地に所在する国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」を保存・活用した板橋区史跡公園（仮称）の整備事業を進めている。

この事業には、整備予定地に現存している旧理化学研究所跡地の文化財建造物を活用した産業ミュージアム（仮称）（以下「産業ミュージアム」という。）の整備が含まれており、令和 11 年度中のグランドオープンに向け、令和 7 年度では、産業ミュージアム基本構想（以下「基本構想」）並びに産業ミュージアム基本計画（以下「基本計画」）を策定し、その後の基本設計・実施設計に反映させる計画となっている。

産業ミュージアムでは、同建造物が持つ文化財的価値に加え、日本の産業や科学技術の進歩を支えた歴史的ストーリーを背景とした様々な取組を想定しており、国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」の特徴を生かした板橋の産業ブランドの向上を図っていくための創造力と独創力が求められる。

本業務委託は、基本構想並びに基本計画の策定にあたり、区の上位計画・関連する個別計画や関連法規に加え、整備予定地の現況及び先進自治体の事例等を踏まえつつ、産業ミュージアムの整備に向けた基本構想並びに基本計画にかかる策定支援を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結の日から 10 日以内に業務計画書を提出し、区の承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 検討する業務内容
 - ② 業務遂行方針
 - ③ 業務詳細工程（区との打合せ計画を含む）

5 業務内容

- (1) 基本構想の策定支援
 - ① 現況把握と課題分析
 - ア 区の上位計画・関連する個別計画や関連法規の状況
 - イ 整備予定地の現況

- ウ 区産業の現況
- エ 先進事例の状況

② 整備に向けた方向性の検討

区が策定した「板橋区史跡公園（仮称）基本構想（平成29年8月）」における「第3章 史跡公園の将来像」の「1. 整備の方向性」に位置づけられた「憩う・学ぶ・創る」を達成するため、産業ミュージアムの基本理念と基本コンセプトの作成に向けた方向性を整理する。

③ 基本構想案の策定

上記①②での検討結果と産業ミュージアム基本構想・基本計画検討会（以下「検討会」という。）での意見等を踏まえ、次の各項目について作成する。

- ア 産業ミュージアムの基本理念と基本コンセプト
- イ 産業ミュージアムの事業イメージ
- ウ 産業ミュージアムの整備イメージ図

(2) 基本計画の策定支援

① 基本計画案の策定

基本構想と検討会での意見等を踏まえながら、産業ミュージアムに必要な機能を具体化したうえで、次の各項目について作成する。文化財建造物の価値を損なわない範囲での検討を行うため、史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備専門委員会の意見等を踏まえながら業務を推進すること。

- ア ソフト事業計画
- イ 展示計画（展示テーマ、展示構成、展示室イメージ、企画展示）
- ウ 施設計画（必要機能、諸室構成、諸室規模、ゾーニング計画）
- エ 管理運営計画（管理運営方法、組織体制・人員配置、什器・備品整備、維持管理）
- オ 収支計画（施設運営経費、入場者数見込、その他収入等）

② 整備スケジュール、概算事業費の算出

整備に要する概算事業費、オープンまでのスケジュール、今後必要となる業務内容及びその費用を試算する。

(3) 検討会の運営支援（計6回開催予定）

基本構想並びに基本計画の策定に向けた検討会にかかる資料作成、説明補助、意見集約、会議録の作成等の業務を行う。なお、検討会委員の選定と報酬の支払いについては、区が行うものとする。

(4) 区民の意見聴取・集約

区主催事業等を活用することにより、区民に対して基本計画の策定に向けた意見徴取を行う機会を設け、当該意見の集約を行うものとする。

(5) その他業務支援

①資料作成

区議会、加賀まちづくり協議会、史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備専門委員会等への報告に向けた資料作成の支援を行う。

②打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は区と打合せを行う。また、その内容については、受託者がその都度書面に記録して作成するとともに、相互に確認した上で、区に当該データを提出する。

(6) 成果物の作成

基本構想及び基本計画の作成にあたり、概要版・全文版の構成、ページレイアウトの方針、掲載図表の検討・作成等を支援するものとし、以下の成果物を作成すること。

原則としてA4サイズ、カラー刷りとし、各資料の電子データは、編集可能なWord、Excel、PowerPoint形式等で作成・保存すること。

- ア 基本構想 100部
 - イ 基本計画（全文版） 100部
 - ウ 基本計画（概要版） 200部
 - エ 電子データ 一式
- ※ア～ウ、上記5（3）～（5）に関わるもの

6 基本構想・基本計画の策定スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年4月下旬	第1回検討会 ・基本構想の策定方針
5～6月	議会報告 ・基本構想の策定方針 第2回検討会 ・整備地の視察、基本構想（案）
6～7月	第3回検討会 ・基本計画の策定方針
8～9月	議会報告 ・基本構想、基本計画の策定方針
9月	第4回検討会 ・基本計画（骨子案）
10～11月	第5回検討会 ・基本計画（素案）
令和8年1～2月	議会報告 ・基本計画（素案）
2月	第6回検討会 ・基本計画（最終案）
3月	成果物の納品、業務完了

7 委託料の支払い

本業務の終了によって区が成果品の検収を完了した後、受託者からの書面による

請求に基づき一括で支払う。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、区と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置の下で進めること。
- (3) 受託者は、区と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。
- (4) 受託者は、本業務の全部または一部を、区の許可なく第三者に再委託してはならない。
- (5) 受託者は、区が開催する会議及び打合せ等に参加すること。ただし、区の承諾を得た場合を除く。
- (6) 受託者は、区から貸与された資料等の取扱いには十分注意すること。
- (7) 受託者が個人情報を取り扱う場合については、本仕様書に記載してあるもののほか、別添「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」によること。
- (8) 受託者が区との間でデータの授受は、次の点を遵守する。
 - ① 原則として外部記録媒体は使用せず、区指定の「ファイルストレージシステム」を用いて授受を行う。「ファイルストレージシステム」の利用ができない場合は、その理由を明らかにし区の指示を受けること。
 - ② 使用するファイル等は、作業開始前にウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入り、作業終了後は同様にウイルスチェックを実施し、安全を確認すること。
- (9) 本業務で発生した成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は区に帰属する。受託者は、区の承諾を得ずに成果品を使用してはならない。
- (10) 物品納入でディーゼル車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (11) 受託者は、受託業務の完了後、速やかに業務完了届を区に提出すること。
- (12) その他、本仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義が生じたものについては、受託者と区で協議の上、定めるものとする。

9 納入場所・担当

板橋区産業経済部産業振興課産業遺産担当係長 岩崎
板橋区板橋 2-65-6 情報処理センター 5階
電話 03-3579-2430

個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

2 この特記事項における「個人情報」とは、次に掲げる個人情報等を総称するものとする。

(1) 個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」

(2) 番号法第2条第8項に規定する「特定個人情報」

3 乙は、この契約に基づく業務に従事する者の範囲を明確化したうえで、適切に監督し、個人情報の取扱いに係る研修・教育を行うものとする。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後又は解除された後も同様とする。

2 乙はこの業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、番号法第19条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて（「再委託等」という。）はならない。ただし、当該業務の一部について第三者に再委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等をする事業者（「再受託者等」という）の名称・所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面（別記第1号様式）をもって通知し、甲の書面（別記第2号様式）による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により再受託者等に取り扱わせる場合は再受託者等の

当該業務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面にて報告しなければならない。また、再受託者等の当該業務に関する行為については、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を得て複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を裁断、焼却又は溶解等により利用できないように処分しなければならない。

(個人情報の授受及び保管)

第6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をもって当たり、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

2 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく乙の事業所から持ち出してはならない。

(個人情報の返還)

第7 乙は、業務を終了したとき、契約を解除されたとき又は甲が請求したときは、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還若しくは引き渡し、又は廃棄するとともに、返還若しくは引渡し又は廃棄を証明する書類を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(立入検査及び調査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、随時に実地に立入調査又は調査し、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(事故発生の報告)

第9 乙は、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知する。また、当該事故解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

第10 この契約による業務の処理中に不良又は不用品が発生したときは、乙は、その発生数量、発生原因を甲に報告し、その処分について甲と協議するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による業務を処理するために乙又は再受託者等が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(公表措置)

第 12 甲は、乙が個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

2 甲は、乙が第 1 から第 11 までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し又は怠った場合には、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に報告するとともに、その事実を公表することができる。

第1号様式

東京都板橋区再委託承認申請書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

所在地

団体名

代表者氏名

印

下記のとおり、受託業務の一部を再委託したいので承認願います。

記

契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

再委託内容

再委託先	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	
再委託業務	(内容・執行場所・従事者等)	
再委託理由		
再委託期間	年 月 日から 年 月 日	
添付書類	個人情報保護措置について確認できる書類として 1 再委託先との契約書又は仕様書の写し 2 その他 ()	

第2号様式

東京都板橋区再委託承認（不承認）通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった再委託承認申請について、下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認 ・ 不承認
契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
再委託先	所在地
	団体名
	代表者氏名
再委託業務	
承認条件	1 本契約の受託者は、再委託先社員に対し、受託者社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。 2 個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。 3 再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、受託者は再委託先と連帯して必要な措置及び損害賠償をすること。 4 再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。 5 その他 []
不承認の理由	